

◆4番（小川義昭君） 議席番号4番、市民クラブ、小川義昭です。通告に従いまして、一般質問を行います。

9月も半ばで、なお残暑をかこちながら、稲刈りも盛んに秋の風景が広がっております。それにしても、ことしの夏の暑さには閉口しました。夏野菜の価格上昇だけでなく、円高高進や中央政局の混乱で、暑さがさらに増幅する夏でした。

「月涼し、あの葉この葉に唯おかず」、残暑厳しい中、夏の句と言われる加賀の千代女の句に涼しさを探すこのごろです。

「月涼し、あの葉この葉に唯おかず」、夜空は昼の暑さを忘れさせるように澄み渡り、月の光が黒々とした木々にも明るく降り注いでいます。しかし、月の光はあの葉にもこの葉にも漫然と注いでいるのではなく、それぞれに趣を変えて涼しさをおいているのです。夜は涼しく、静かに更けていきます。人々の平穏な暮らしを祈る風景でしょうか。

さて、9月定例会における私の質問は、1番目に市内の商店街活性化策、2番目に本市の災害時における要援護者の支援策、この2点でございます。

1番目の市内商店街活性化策に関連して、第1点目として、まず初めに松任中町商店街からの東京ストアー松任店の撤退に伴う複合施設「ジョイモール」の閉鎖について、経過や対応策を伺います。

本市の松任地域における中心商店街の中核を担ってきた複合商業施設「ジョイモール」は、昭和51年、地元の商店などが組合を設立し、売り場面積5,400平方メートルの集合店舗を建設して開業、中町商店街の拠点としてにぎわいました。

その後、郊外的大型スーパー・商業モールの進出による市街商業地の空洞化などの影響で客数が減少する中、平成10年、市のでこ入れで2階の空き店舗スペースに「プラスあさがお松任」が、平成14年には「親子よろこびの広場」が開設され、にぎわいを支えてきました。

しかし、ことしの6月下旬、核店舗として食品スーパーを出店していた「東京ストアー松任店」が営業不振により8月1日で撤退する方針を組合に連絡。組合は、施設内最大の同店が撤退すると、残った店舗の負担だけでは同施設の運営は困難として、8月末をもって閉鎖を決定したのであります。

同施設の閉鎖は、地域の商業環境、消費者の利便に少なからぬ影響を広げています。空洞化が懸念される松任商店街の衰退に拍車をかけ、まちづくりのあり方、市税の減収、従業員の雇用問題など、地域社会に与える影響は深刻なものと思われまます。

私は、かねてから空洞化する中心市街地の再生、活性化に関し、空き店舗対策や定住化促進策などについて執行部にその方向性をただし、対策を求めてきました。

当該の組合員、商店主らは、既に研究協議会を立ち上げ、ジョイモール跡地利用を含む地域商店街の新たな活性化策を模索しておりますが、行政サイドの取り組みも急を要する

と考えます。

そこで、こうした経緯を踏まえて、何点か質問をいたします。

1つ目、桶屋産業部長にお伺いいたします。

「ジョイモール」の撤退、閉鎖の発表から今日に至るまで、市としてどのような対応をとったのか。完全撤退となった今、同施設「ジョイモール」で働いている人たちの雇用問題、またテナントとして入居していた8店舗及び市民交流施設である「プラスあさがお」などの去就についてお伺いします。

また、ジョイモールは近く取り壊されるそうですが、今後の方策は空白期間を置かず、早急に課題と問題点を整理し、方向性を見出すべきであります。現在、関係者とはどのような話し合い、協議がなされているのか、今後の対応、支援策などについてどのように考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

さらに、ジョイモール閉鎖は市街地の利便性をメリットとして、近場に暮らしてきた高齢者にとって暮らしの環境が大きく変化します。安心・安全に、そして自由に歩いて買い物などを楽しめる環境が損なわれます。千代尼通り商店街を含め、中心商店街における高齢者への取り組みについて、こうした視点からの対策をどう講じていくのか見解を伺います。

2つ目、現在、松任地域のいわゆる旧町の周辺区域の大型商業施設の参入、立地とまちづくり計画について、大西建設部長と桶屋産業部長にお聞きします。

駅北相木地区区画整理事業の実施に伴い、大型スーパー「バロー」やホームセンター「ナフコ」が7月までに既に営業を開始しております。また、五歩市町地内では大型娯楽施設の撤退跡地に、富山県を中心に店舗展開をしているスーパー「大阪屋ショップ」の県内初の進出が決定し、現在店舗が建築中であります。

こうした大型スーパーやホームセンターの進出について、松任地域におけるまちづくり計画との整合性は図られているのでしょうか。また、この進出に当たり、地域住民の皆さんなどとの話し合いの場が持たれたかと思いますが、地域の皆さんの理解は得られているのかどうか、話し合いの時期、内容、経緯などについてお答えください。

商店街活性化策の質問の第2点目になります。

広域的かつ中長期的な視野に立った松任地域、美川地域、そして鶴来地域における商店街活性化策について市長にお伺いいたします。

私は、白山市における中心市街地活性化基本計画の策定の考え方、方向性に関して、平成19年12月議会、そして昨年12月定例会で市長に質問しました。市長は、中心市街地活性化基本計画は、1つの自治体で一ところであり、本市の商店街は松任のほか鶴来、美川地域にも存在するので、それぞれの商店街の活性化を考えると、中心市街地活性化法とほぼ同様の支援策が盛り込まれている地域商店街活性化法は、空き店舗の活用や地域のイベントなどの支援のほか、ハード、ソフトにまたがる補助金や融資制度、税制優遇措置もあり、認定申請も中心市街地活性化法と比べると比較的簡便であるので、検討したいと

の答弁でした。

中心市街地活性化法は、市街地の整備改善、住宅供給、福利施設など、多様な都市機能の増進を図るとともに、商業を初めとする事業活動の促進といった経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進する取り組みを支援するものであります。

これに対し、地域商店街活性化法は、商店街が地域コミュニティの担い手として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進するとともに、商店街を担う人材に関する対策を強化することにより、商店街の活性化を図ろうとするものであります。

そこで質問をいたします。

私は、市長の言われるように、本市の現状及び活性化法の内容を見ると、市街地活性化法よりも商店街活性化法の活用の方が適しているのではないかと思います。

そこで、市長も指摘された商店街活性化法の認定に向け、早急に国へ申請していただくよう改めて提言をするものであります。

と同時に、行政側は庁内にハード、ソフトを含め、地域商店街に係る部署間で横断的なプロジェクトチームを設置し、一方、地域市民側は商店業者、専門家、学識経験者などを交えた協議機関を設置し、ともに地域商店街の活性化に向け広く意見を求め、よりよい方向性を見い出したらいかがでしょうか。

鶴来地域では、既に試行されていると聞きますが、この際、松任地域及び美川地域についても市民参加による協議機関を設置し、そして庁内間でのプロジェクトチームを編成し、松任地域・鶴来地域・美川地域の商店街活性化法の認定を国に対し申請するよう提言いたします。市長の見解をお伺いいたします。

今月1日は防災の日です。この日は御承知のように、大正12年に関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では210日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあり、風水害や地震などの災害に対する心構えを育成するため、昭和35年に防災の日と定められました。くしくも、けさ、白山市、本市に向かっていた台風9号は、お昼のニュースによりますと、南のほうにそれたということで、一安心でございます。

国を初め、本市においても、広く市民に台風、豪雨、地震などの災害についての認識を深めるとともに、これらに対する備えの充実、強化を図り、災害の未然防止と被害の軽減を図るための各種事業を展開していることと存じます。

また、来月上旬には待望の白山石川広域消防本部・松任消防署新庁舎が三浦町地内に完成し、白山ろくから日本海までの広範囲な地域特性を有する本市の防災拠点施設として、大きな期待が寄せられています。このことを踏まえて、今定例会における2番目の質問として、災害時に援護を必要とする人たちへの支援策についての質問に移ります。

地震などの大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害のある人たちは、避難するのに多くの時間を要したり、自力で安全な場所へ避難することが困難なケースなどが予想されます。近年の突発的な風水害や地震災害などの発生を見ても、その犠牲者の多く

が65歳以上の高齢者であり、この対策が大きな課題となっています。

国は、平成17年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成し、さらに平成19年、福祉と防災との連携に重点を置いた「災害時要援護者対策の進め方について」を発表しました。国は、多くの市町村が直面している災害時における要援護者情報の共有化、また平常時からの防災部局と福祉部局との連携などについて、先進事例を挙げながら積極的な取り組みを自治体に促しております。

こうした中、本市では合併後の白山市防災会議で、白山市地域防災計画の中に災害時要援護者支援計画を定め、次いで昨年3月、ふるさと安心高齢者プランを策定いたしました。しかし、それらの計画、プランは災害時要援護者高齢者に係る名簿及びマップの作成、更新、実態調査と日常的把握、そして支援体制の整備の必要性を明記することどまっています。

市長は、今定例会における初日の提案理由説明の中で、「本市では避難情報、避難勧告などを遅滞なく発表できるよう、具体的基準の整備を進める一方、支所、消防団、町内会や自主防災組織などが連携を図り、災害発生時における避難支援を迅速に行うことといたしております。」と明言されました。

市長の言われる、いわゆる行政機関が行う「公助」である地域防災及び消防体制の充実、万全な危機管理体制の整備には欠かせないものであります。

しかし、同時に大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害がある人などの災害時要援護者の支援は、家族や隣近所の住民の力に依存するところが大きく、平常時から地域を中心とした地域ぐるみの災害時支援体制の確立を目指すことも非常に重要であります。

すなわち、だれもが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりのためには、「公助」はもちろん重要であります。むしろ基本的には自分の命は自分で守る、こういう意識で行動する「自助」、地域住民による自分たちのまちは自分たちで守るという認識で行動する「共助」が大切であります。

そこで質問いたします。能登半島地震直後の平成19年第2回市議会定例会で、同僚議員の福祉と防災に関する一般質問に対する答弁は、災害時要援護者の支援体制については調査、検討中ということでありました。

その後、国内外において地震、台風、豪雨、洪水など災害が頻繁に発生しています。国からもガイドラインが示されている今、災害時要援護者の避難支援策などについて、市はどのような取り組み方策を講じているのか、以下お尋ねいたします。

1つ目、北田副市長にお伺いいたします。

災害時要援護者対策について、平常時から福祉関係部局と防災関係部局による横断的なプロジェクトチームを設置し、定期的な協議の場としての検討委員会などを開催し、部局間の連携、強化を図るべきかと考えますが、その対応はどのようなになっているのでしょうか。

2つ目、魚副市長にお伺いいたします。

災害時の避難支援体制の整備を進めていくに当たり、災害時に避難を支援する要援護者の対象範囲をどのように考えているのでしょうか。

3つ目、小西健康福祉部長にお伺いいたします。

これら災害時要援護者の実態を把握しておくことは、災害時における避難支援を行う上で必要不可欠であります。本市における要援護者情報の収集、共有の現況をお聞きします。

また、要援護者台帳を関係機関共有方式で作成するとなると、個人情報の取り扱いに相応な配慮が必要となります。台帳の取り扱い範囲と平常時の保管方法をお聞きします。

一方、詳細情報の提供に同意しない要援護者への対応についてはどのようにお考えでしょうか。

最後に市長にお伺いします。

1つ目、以上述べました本市における災害時要援護者の支援プランの策定は喫緊の課題かと考えます。策定に向けてのスケジュールがどのように進められているのか、また行動計画の内容についての見解をお伺いいたします。

2つ目、近年発生した大規模災害などにおいて、災害時要援護者の避難所での生活が困難なことが問題となっていることから、避難所のバリアフリー化を行うなど、災害時要援護者が利用しやすく、しかも生活相談員などの確保が比較的容易な施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時要援護者などの避難生活を支援する体制の整備が必要とされています。

一昨年、財団法人消防科学総合センターなどの調査によると、全国の市区町村でこの福祉避難所を指定している自治体は3割にとどまっているということでもあります。本市の福祉避難所の指定について、福祉避難所として利用可能な施設の把握はどのようになっているのでしょうか。また、民間の社会福祉施設を含め、福祉避難施設設置の協定を締結すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。